第四期鳥取県医療費適正化計画の策定について

1 医療費適正化計画について

- 〇 平成27年5月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され、医療費適正化計画 (開始年度:平成30年度。計画期間:6年間)を策定することとされた。
- 本計画は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的・ 計画的に推進するため、国の定める「医療費適正化基本方針」に即して策定する計画。
- 第一期計画(平成20年度~24年度)、第二期計画(平成25年度~29年度)、第三期計画(平成30年度~令和5年度)は既に策定済み。

2 第四期医療費適正化計画について

第四期計画は、令和6年度を開始年度とし、6年間の計画期間(令和6年度~12年度)で計画をPDCAサイクルで運用していくとされ、令和5年度~6年度に策定評価委員会において策定の検討を行うとともに、関係機関、庁内関係課とも連携を図りながら検討を進めていく。

【第四期医療費適正化計画の見直し(案)】

医療費の更なる適正化に向けて、<u>①新たな目標として、複合的なニーズを有する高齢者の医療・介護の効果的・効率的な提供等を加える</u>とともに、<u>②既存の目標についてもデジタル等を活用した効果的な取り組みを推進</u>する。また、計画の実効性を高めるため、<u>③都道府県が関係者と連携</u>するための体制を構築する。



3 計画策定の今後のスケジュール (予定)

	20//// / // // // // // // // // // // //
時 期	主 な 内 容
令和5年4月	〇 策定評価委員会での検討
~11月	<日程案と主な協議事項>
	令和5年 5月 計画(骨子案)を作成し、方向性等の具体的な協議
	令和5年 7月 _{計画 (書祭) の担二}
	令和5年 9月 計画(素案)の提示
	令和5年11月 計画(案)の提示
	※ 途中経過を、県議会常任委員会、県医療審議会、県地域医療対策協議
	会、県保険者協議会等で説明
令和5年12月	〇 計画(案)を関係機関へ意見照会(法定の対応)
	(県保険者協議会、市町村)
	〇 計画(案)を県議会常任委員会に報告
	〇 パブリックコメントの実施
令和6年2月	〇 上記の意見照会、パブリックコメント等の意見を踏まえて修正
~3月	〇 令和6年3月 策定評価委員会で最終計画(案)の決定
	〇 第四期計画の策定、公表
	〇 県議会常任委員会に報告
令和6年4月~	〇 第四期計画の開始

※国の動向及びその他の計画(県保健医療計画、県健康増進計画、県介護保険事業支援計画、 県国保運営方針等)と内容の整合を図りながら進める。